

学校統合に伴う準備委員会等とロードマップについて

松野 久郎



〔質問〕本年度内に設置する「学校統合準備委員会」の今後のロードマップについて伺う。

〔答弁〕【教育長】準備委員会は、第二小学校と斎川小学校では6月28日に開催する。白石中学校と南中学校、東中学校と白川中学校では7月中に第1回目を行う予定であり、それぞれ年3回程度開催したいと考えている。

〔質問〕準備委員会及び下部組織である専門部会のメンバーの選任方法と各人員数、専門部会の具体的な調査・検討内容について伺う。

〔答弁〕【教育長】準備委員会は、各校長、各学校のPTAの代表1名、両学区の自治

会の代表、地区代表1名がメンバーで、『白石市立学校統合準備委員会設置要綱』に示されている11項目を検討する。

専門部会は、各学校の教頭あるいは教務主任等、保護者及び地域の方がメンバーで、部会を複数設置し、設置要綱の項目をさらに細分化し、地域の特色も入れたものを検討する。

◎放課後児童クラブについて

〔質問〕放課後児童クラブが無い学校区では、保護者の仕事の関係で、児童クラブに入れるため、クラブがある学校区内に住居を借用したり、民間のスポーツクラブに入れて対処するなど資金面や子どもの教育に不安を抱えている。

学校区内に児童クラブが無く、その恩恵を受けられない子どもたちへの対策を検討すべきではないか伺う。

〔答弁〕【市長】1世帯ごとの要望に添えることは難しいと考えることをご理解願いたい。白石市子ども・子育て会議で策定している

『放課後子ども総合プラン白石市行動計画』では、地域の住民が組織する団体が運営し、その運営費は、市から交付する運営補助金を活用することを考えている。

そのため、利用児童数が10人以上で、地区で運営組織を立ち上げていただける場合には、

随時、プランの見直しを行いながら、未設置地区への対応を検討していきたいと考えている。

【その他の質問】

◎街路灯と防犯灯について

◎指定管理者制度について

債権管理条例について

佐藤 聡一



〔質問〕債権管理条例の制定について伺う。

本市が債権者として保有している公債権と私債権の分類を伺う。

〔答弁〕【税務課長】公債権は、地方税、国民健康保険税、介護保険料、農業集落排水施設使用料、国民健康保険医療費返還金などである。

私債権は、公営住宅使用料、駐車場使用料、水道料金、給食費、幼稚園保育料などである。

〔質問〕公債権と私債権の滞納処分における手続き上の違いと、債権回収に必要な根拠を伺う。

〔答弁〕【税務課長】公債権のうち、地方税、国民健康保険税などの

自力執行権がある強制徴収公債権は、裁判手続きを経ずに執行権を行使できる債権であり、地方税法、国税徴収法等で規定している。

農業集落排水施設使用料、国民健康保険医療費返還金などの自力執行権のない公債権と私債権は、裁判所の命令がなければ強制執行ができない債権であり、地方自治法施行令等で規定している。

〔質問〕本市では、債権管理事務の合理化・適正化のため、債権管理条例の制定が効果的であると考えているのかを伺う。

〔答弁〕【市長】効果的であると考えている。債権管理条例は、多くの部署に関係する条例であり、収納向上対策委員会において関係

部署の調整を図り、早期の制定を行うよう進めている。

◎企業立地定住促進課の所管業務について

〔質問〕企業立地定住促進課は、企業立地施策と移住・定住促進の相乗効果を狙い新設されたが、実施中または検討中の施策を伺う。

〔答弁〕【市長】4月にリニューアルした市のホームページで『住んでみっぺ！しろいし』をつくり、企業立地優遇制度などの情報とリンクさせている。

また、市外から白石市へ働きに来ている方向けに、白石移住の優遇施策、特に、子育て施策のポスターを作成し、市内の各企業に配布している。

さらに、定住・移住促進策の拡充として、新幹線通勤の助成事業ができるか検討中である。